

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笛吹市長

公表日

令和5年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する次の事務を行なう。</p> <p>①介護サービス受給のための申請書受付、認定審査、負担限度額認定や届出書に関すること ②被保険者の資格・喪失等の管理に関すること ③各種給付の所得区分の判定に関すること ④介護保険料賦課の算定や納入通知・保険料額の通知 ⑤介護保険料徴収管理に関すること ⑥介護保険料の督促及び滞納処分に関すること ⑦介護給付の確認、審査による介護保険給付に関すること ⑧介護給付の申請受付・決定、給付実績の管理に関すること</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、統合宛名システム、宛名システム、収納管理システム、介護認定支援システム、介護予防システム、健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、賦課情報ファイル、保険給付情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項(別表第一68の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> 番号法第19条第8号(別表第二93・94・95の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第46・47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p> <p><情報提供の根拠> 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・6・26・30・33・39・42・46・56の2・58・61・62・80・83・87・90・94・95・117の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条)</p> <p><オンライン資格確認に係る事務> 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 Tel.055(262)4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所保健福祉部介護保険課 Tel.055(262)4111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿介護課長 赤尾 好彦	長寿介護課長 新開 晴彦	事後	
平成31年4月1日	I. 5. ②	長寿介護課長 新開 晴彦	長寿介護課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和3年6月28日	I-4-②	番号法第19条第7号(別表第二93・94の項)	番号法第19条第8号(別表第二93・94の項)	事前	令和3年9月1日から
令和3年6月28日	I-4-②	番号法第19条第7号(別表第二1・2・3・4・6・26・30・33・39・42・46・56の2・58・61・62・80・83・87・90・94・95・117の項)	番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・6・26・30・33・39・42・46・56の2・58・61・62・80・83・87・90・94・95・117の項)	事前	令和3年9月1日から
令和5年6月15日	5.評価実施機関における担当部署	保健福祉部長寿介護課	保健福祉部介護保険課	事後	
令和5年6月15日	5.評価実施機関における担当	長寿介護課長	介護保険課長	事後	
令和5年6月15日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所保健福祉部長寿介護課 Tel.055(262)4111	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所保健福祉部介護保険課 Tel.055(262)4111	事後	
令和5年6月15日	I. 3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の68項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第50条	番号法第9条第1項(別表第一68の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第50条 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31号	事後	
令和5年6月15日	I. 4. ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号(別表第二93・94の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第46条、47条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・6・26・30・33・39・42・46・56の2・58・61・62・80・83・87・90・94・95・117の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条)	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(別表第二93・94・95の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第46・47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・6・26・30・33・39・42・46・56の2・58・61・62・80・83・87・90・94・95・117の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条) (オンライン資格確認に係る事務) 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)	事後	
令和5年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	